

山口県報

令和元年
10月8日
(火曜日)

目 次

- 規則
山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………
- 人委規則
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………



山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十三号

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者)

第七条の二 条例第十条第二項第一号の規則で定める者は、精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。



職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前項第一号中「一歳到達日(条例第二条第四号ロに規定する一歳到達日」とあるのは「一歳六か月到達日(条例第二条第四号イ(2)に規定する一歳六か月到達日」と、同項第二号中「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第二条の三第一項中「掲げる場合」の下に「又は条例第二条の四に規定する場合に該当する場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年十月八日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁